

コンサルメディア 館内規則

コンサルメディア

日頃は、当「コンサルメディア」の運営につき多大のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。コンサルメディア（以下「弊社」といいます）ではご利用様のご協力を頂き、当館を快適に、より安全に運営して参りたいと考えております。そのために、この館内規則を「コンサルメディア利用規約」の附則として定めております。利用者様におかれましてはその主旨を充分にご理解頂き、本規則を遵守頂きますようお願い致します。

第1条（営業時間及びスタッフ常駐時間）

1. 営業時間

A会員	B会員
7時～23時 （土日・祝日を含む）※1	平日9時～19時

※1：当コワーキングの定休日はご利用いただけません

2. アーク銀座ビルディング開館・閉館時間

- 1 開館 午前6時30分
閉館 午後9時30分
ビル閉館中の出入りは、1階通用口をご利用願います。
同通用口は上記①記載の時間以外（開館のみ午前6時）は、自動施錠方式（含む休館日）となります。
- 2 土曜・日曜・年末年始等の指定休日は、通用口のみ利用となります。

第2条（防犯）

1. セキュリティカード

- 1 セキュリティカードまたは鍵は、A会員様のみお1人様に対し1枚貸与致します。ご利用者様の責任において使用・管理してください。利用者以外に貸与することは禁止いたします。
- 2 セキュリティカードまたは鍵を紛失・破損した場合は、速やかに事務局に届出てください。実費にて新たなカードを発行いたします。再発行手数料は2,000円となります。
- 3 セキュリティカードまたは鍵の紛失によって生じた損害については、弊社はその責任を負いません。当館の保安上細心の注意と責任をもって管理して下さい。
- 4 カード忘れ等の入室については事務局へご連絡ください。その際、身分を確認させていただきます。
- 5 解約時にはセキュリティカードを返却してください。返却がない場合は再発行手数料をご負担頂きます。

第3条（防災）

1. 地震対策

- 1 什器、備品などは転倒、落下しないように配置または固定をして下さい。
- 2 外周部窓台には場所により消防隊進入口及び外部非常階段扉がありますので物品を置かないで下さい。
- 3 発熱する機器の周辺に可燃物を置かないで下さい。

2. 防災管理上の禁止事項

- 1 什器、備品などは転倒、落下しないように配置または固定をして下さい。
- 2 館内及びその周辺に発火性・引火性物質及び爆発物などを多少に関わらず持ち込むこ

- と。
- 3 石油ストーブ、電気ストーブ及びコンロ等を使用すること。
 - 4 貸室、湯沸室等において煮物、焼き物等を行うこと。
 - 5 防災設備の機能を損なうレイアウトをしたり、物品を放置すること。
 - 6 ホール、通路、階段、湯沸室等共用部に物品を放置すること。
 - 7 不良電気製品を使用すること。
 - 8 喫煙すること。
 - 9 火災及び地震発生時にエレベーターを使用すること。

3. 防災管理上の注意事項

- 1 電気器具等の点検を常に行って下さい。
- 2 電気配線の老化・劣化にご注意下さい。
- 3 安全な負荷電流を守るためタコ足配線等はしないで下さい。ブレーカーが落ち停電の原因となります。
- 4 退室時には火の始末を必ず点検して下さい。

第4条（使用上の諸注意）

1. トイレ・洗面所

- 1 マッチ、吸殻、布地、生理用品、新聞紙等を流さないで下さい。排水管の詰まりの原因となります。
- 2 常に清潔に保ち、節約にご協力ください。
- 3 洗面台および小便器上部壁はガラスまたは鏡となっております。カバンなどを置く際に破損の恐れがありますのでご注意願います。

2. 湯沸室

- 1 発熱性電気器具等のご使用は、防災管理上からも固くお断り致します。
- 2 常に清潔に保ち、節水にご協力ください。

3. 通常回収・処分できるごみの種類について

- 1 【可燃物】
 - ・段ボール、新聞紙、雑誌←縛って出してください。
 - ・生ゴミ等←袋を二重にして捨ててください。
- 2 【再利用物】
 - ・缶、瓶、ペットボトル←容器内は必ず空にして出してください。

4. BGMについて

BGMのチャンネルを変更することはできません。

第5条（禁止事項）

次に掲げる事項は固くお断りいたします。

- 1 他のご入居様の営業、執務を妨害するような行為。
- 2 敷地内及び建物共用部内での集会、示威、ビラ貼り、勧誘、その他これに準ずる行為。
- 3 近隣に迷惑を及ぼす行為。
- 4 階段、エレベーターホール、通路等、共用部に物品、什器等を置くこと。
- 5 防災設備等の機能を損なうレイアウトをしたり、又は物品を放置すること。
- 6 貸室内のEPS扉前に什器等を設置すること。
- 7 緊急時以外の屋上への出入り及び使用。
- 8 館内で炊事、宿泊及び居住すること。
- 9 危険物、不潔、悪臭を放つ物品を持ち込むこと。
- 10 緊急時以外の屋外階段への出入り。
- 11 共用部への自転車等の乗り入れ、駐輪。

第6条（看板・広告）

1. 建物及び敷地内では、指定したもの以外の社名案内板・掲示板、その他各種の広告類の掲示は一切できません。
2. 貸室内の外部に面する窓ガラス部分への社名、その他の表示、掲示、貼付けは一切できません。
3. 共用部に置看板・ショーウインドウ等を置いたり、掲示物、貼紙等の取付け、貼付けはできません。

第7条（休館の告知）

各種点検等ビル休館日、及び事務所が定めた日は休業致します。またその際の告知は、1カ月前に当施設の掲示板にてお知らせいたします。

第8条（館内規則の改定・変更）

本規則の内容を改定、変更する場合は予めご連絡しますので、ご協力をお願い致します。

以上

平成30年2月1日 制定